

# 「標準取引条件 (2020) 解説書」及び 「やさしいJIFFA FCRの手引 (2020年版)」 の発刊について

法務委員会

会員各位

このたび、法務委員会では、「標準取引条件 (2020) 解説書」と、新FCRフォーム策定に伴う「やさしいJIFFA FCRの手引 (2020年版)」を刊行する運びとなりました。

ご存じの通り、標準取引条件 = Standard Trading Conditions (STC) は、フレイトフォワーダーが業務を引き受けるに際し、顧客との業務上の関係を明らかにするための標準約款であり、当協会においては、10年前の2010年、法務委員会によって標準取引条件 (2010) が策定され、以来JIFFA会員の利用に供されてきました。また、協会としても、研修会の開催や各種出版物で取り上げるなどその更なる普及のための諸策を講じてまいりました。

一方、標準取引条件 (2010) 策定以来の社会情勢やフレイトフォワーダーを取り巻く事業環境の変化は、策定当時の予想を大きく上回るものであり、法務委員会では、同標準取引条件を現在の状況に合致させる必要があるのではないかとの声が上がりました。これが、2017年10月の第61回法務委員会における同取引条件の見直しの発議へと発展し、翌月の第62回法務委員会より、本格的な議論が始まりました。それ以来、足掛け3年に亘る全ての条文と解説を見直し対象とした精緻な議論を経て、本年6月、新たな取引条件、標準取引条件 (2020) が策定され、その解説書の発刊に至ったものです。会員各位においては、顧客との取引条件を、速やかに標準取引条件 (2020) の採用又は移行されることをお勧めします。

標準取引条件 (2010) 改訂の結果、同取引条件 (2010) を裏面約款として取り込む貨物受領書である、JIFFA FCR (Forwarder's Cargo Receipt) に対する見直しの作業も並行して行われることとなり、議論を重ねた後、新FCRの策定に至りました。それに伴い、旧 (現行) FCRの利用のための手引書を加筆修正した、「やさしいJIFFA FCRの手引 (2020年版)」が完成しました。本書も旧版同様、日本語及び英語で発行されますので、法務委員会では海外で実務に携わるご担当者にも広く利用していただけるものと期待しています。尚、**新FCRは本年10月1日発効とし、旧 (現行) FCRは2021年1月1日まで使用可能**とさせていただきます。詳しくは、今後の協会からの案内をご参照ください。

標準取引条件 (2020) 策定の議論も終盤に差し掛かったころ、世界は新型コロナウイルス感染拡大という予想もしなかった事態に遭遇しました。法務委員会では、緊急に本件について議論、第23条において、「パンデミック、伝染病の流行、又は公衆衛生の危機」をフレイトフォワーダーの免責事由に新たに加えることで、将来の備えとしました。

今後、世界が新型コロナウイルスと共存せざるを得なくなると予想される中で、国際物流環境においても想像を超える変化が起こるものと思われます。私たちJIFFA会員がこの機会に従来からの慣習やしがらみに囚われた仕事のあり方を見つめなおし、業務の効率化やリスク管理、さらには業界の地位向上のために、標準取引条件 (2020)、並びに新JIFFA FCRを積極的に適用し、そのために今回発刊される解説書と手引きが活用されるならば、法務委員会としてこれ以上の喜びはありません。

